

1. 事故発生の日時 平成30年 2月12日(月) 8時10分頃

2. 事故発生の場所 和歌山市

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：道路改良工事

工期：平成29年 3月17日～平成30年 8月18日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

敷鉄板(5'×20')を、25tラフテレーンクレーンと敷鉄板用の1本吊り吊具を使用し玉掛け作業を行っていた。

被災者が敷鉄板上から玉掛けを行い、被災箇所へ移動した。作業指揮者が、被災者からの玉掛け「OK」を確認して、クレーンの巻き上げ合図を行った。地切りする手前の段階(吊具の反対側が地面について斜めに傾いている状態)で、玉掛けが確実に出来ていなかったため、フックの外れ止め装置が有効に働かず、吊り荷が被災者の左足脛部の上に落下した。

○男性1名負傷 左脛骨の骨折等

6. 事故原因

- ・玉掛けが確実に出来ていなかったため、フックの外れ止め装置が有効に働かなかったこと。
- ・被災者が不注意で吊り荷の下に入ったこと。
- ・クレーン及び玉掛けの作業手順が遵守されていなかったこと。

7. 改善対策

- ・玉掛け完了時には、作業指揮者が指差呼称で確実に玉掛けされていることを再確認する。
- ・玉掛け完了時には、「3. 3. 3」の基本動作を確実に実行する。
(「3. 3. 3」とは、吊荷を地面から30cm上げた箇所で、吊荷から3m離れた場所で、3秒間静止状態を確認すること。)
- ・クレーンの吊り荷の下及び作業半径に入らない。バリケードやカラーコーン等で危険な個所に立ち入れないようにする。
- ・クレーン及び玉掛けの作業手順を再確認し、取扱説明書等を用い再教育を行う。
- ・作業開始前に必ず安全ミーティング及びKY活動を行い、合図の確認及び安全確認者を配置したうえで作業を行う。